

## 鳥取県告示第373号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ557の16、557の17、557の48、久住字川西1054の1（次の図に示す部分に限る。）、1054の3

### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 3 指定施業要件

#### （1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）